

地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号の証明に関する取扱要綱

第1条 この要綱は、「地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する証明事務の取扱いについて」（平成20年5月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び老健局計画課事務連絡）に基づき、地方税法施行規則（昭和29年5月13日総理府令第23号）第10条の7の3第1項第4号に規定する証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱で対象とするのは、地方税法施行令（昭和25年7月31日政令第245号）第49条の15第2項第9号に定めるもののうち、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項第4号の2に掲げる事業の用に供している固定資産を所有し、認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織され、営利を目的としない法人とする。

第3条 証明を受けようとする法人は別紙様式「証明願」2部（一部は証明書交付用）に以下の書類各1部を添付し、福島県保健福祉部障がい福祉課へ申請しなければならない。

- 一 障害福祉サービス事業者指定通知等の写し
- 二 会員（社員）名簿
- 三 定款の写し
- 四 直近の予算書または決算書の写し
- 五 法人役員に係る登記事項証明書の写し
- 六 対象となる固定資産に係る登記事項証明書の写し
- 七 その他参考となる資料

なお、原本証明を行う書類が複数頁にわたる場合は、割印をすること。

2 証明書の交付については、福島県証明事務手数料条例（平成23年3月18日福島県条例第3号。以下、「条例」という）第2条第3項の規定により、手数料を徴収するものとする。
また、その料金及び納付方法については、条例第3条及び第4条の規定により、1通あたり300円を福島県収入証紙で納付するものとする。

3 郵送により証明書の交付を受けようとする者は、必要な金額の郵便切手を貼付した返信用封筒を申請と同時に提出しなければならない。

第4条 知事は前条の申請内容が適正である場合は、「地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に係る証明書」（証明願（証明書交付用））を交付するものとする。

第5条 収入証紙に係る取扱いについては、福島県財務規則施行通達（昭和41年6月24日総務部長依命通達）第38条関係の4によるものとする。

附 則

この要綱は平成27年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月 6日から施行する。

附 則

この要綱は令和８年８月２１日から施行する。